|  |
| --- |
| 附属書1 |

**技術基準適合認定等申込書**

|  |
| --- |
| 年     月     日 |

株式会社UL Japan 殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込者 | 郵便番号 |  | |
|  | 住所 |  | |
|  | 法人名 |  | |
|  | 代表者名 | 役職名　氏名 | |
|  | 担当部署 |  | |
|  | 責任者名 | 役職名　氏名 | 印(注4) |
|  | 電話番号 |  |  |
|  | メールアドレス |  | |
|  | ウェブアドレス(注1) |  | |

私は下記の代理人を定めて、技術基準適合認定に関する申込手続に係る権限を委任します。 (注2)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込代理人 | 郵便番号 |  | |
|  | 住所 |  | |
|  | 法人名 |  | |
|  | 責任者名 | 役職名　氏名 | 印(注4) |

電気通信事業法の規定による技術基準適合認定等を受けたいので、別紙の書類等を添えて申込をします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 電気通信事業法第53条第１項の規定による端末機器の技術基準適合認定  （製造番号：      ） |
|  | 電気通信事業法第56条第１項の規定による端末機器の設計認証 |
|  | 電気通信事業法施行規則第32条第１項第５号の規定による端末機器の技術的条件適合認定等  （技術的条件認定／条件設計認証：適合認定時の製造番号：      ） |

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込機器名又は型式 | | |  | | | | | | |
| 申込区分 | | |  | 新規申込 | | |  | 一部変更申込（ 同一認証番号付与要件適合(注6)） | |
| 機  器  の  種  類 | 技術  基準  適用  端末 | Ｇ  (注7) |  | 固定電話端末 | | | | | |
|  | | 電話機 | |  | 構内交換設備（収容回線数１） |
|  | | 変復調装置 | |  | 構内交換設備（収容回線数２以上） |
|  | | ファクシミリ | |  | ボタン電話装置（収容回線数１） |
|  | | その他の固定電話端末 | | | |
| Ｈ |  | インターネットプロトコル移動電話端末 | | | | | |
| Ｐ  (注9) |  |  | | 専用通信回線設備等端末（ｲﾝﾀﾌｪｰｽの種類１） | | | |
|  | | 専用通信回線設備等端末（ｲﾝﾀﾌｪｰｽの種類２以上） | | | |
| Ｑ |  | 上記以外の端末機器 | | | | | |
| 技術的  条件  適用  端末 | Ｊ |  | 移動用通信設備に接続される端末機器 | | | | | |
| Ｌ  (注9) |  |  | 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器（ｲﾝﾀﾌｪｰｽの種類１） | | | | |
|  | 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器（ｲﾝﾀﾌｪｰｽの種類２以上） | | | | |
| Ｍ |  | インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | | | | | |
| Ｎ |  | インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 | | | | | |
| Ｋ |  | その他の通信用設備に接続される端末機器 | | | | | |
| 右欄に掲げる条件を  満たした試験結果を  記載した書類の添付 | | |  | １．電気通信事業法第87条第1項第2号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。  ２．総務省告示第99号（平成16年1月26日）で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。（技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当社及び申込機器に係る製造業者等の三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行った試験であること。） | | | | | |
| セキュリティ認定 | | |  | 試験結果の提出、  試験結果の提出なし（UL Japanで試験・確認） | | | | | |
| 試験データの受入 | | | 非該当、  UL Japanは今回の申請スコープで受入れ済み (注10) | | | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 製造者名 |  | |
| 一部変更申込みの場合に記載 | オリジナル認証等番号： | オリジナル認証等年月日： |
| 当該端末機器認定情報公示延期 | 希望する （別途　情報公開延期希望の旨の依頼書が必要となります） (注11) | |
| 展開機器名（技術的条件認定、および条件設計認定の場合に記載） |  | |
| 仮認証(認定)番号希望(注12) | 有 （有の場合は他の書類は後日で可）、  無 | |
| 備考欄（本申込に関して特記事項がある場合に記載してください） |  | |

注１：ウェブアドレスの記載がない場合、別途、申請者情報が必要です。

注２：申込の委任を行う場合に委任者などを記載し、委任がない場合は不要です。

注３：申込者が法人の場合は、法人名及び法人全体を代表する者の役職名及び氏名を記載して下さい。

注４：押印は必ずしも必要ではありませんが、省略する場合は「押印省略」を選択下さい。社印がない場合は社名使用許諾があるものとみなします。

注５：該当する箇所に必要事項を記載、あるいは印などを付してください。

注６：同一認証番号付与要件適合の場合、機器の種類へのチェックは不要です。

注７：これら記号（Ｇ，Ｈ，Ｐ，‥）は、附属書11に記載の端末機器の種類の記号とします。

注８：認証書は電子ファイルでの発行となります。

注９：インタフェースの種類とは平成23年総務省告示第87号によるものとします。ただし設備規則第９条に関わる設備を持つ場合は個別に１と数えます。しかし、他にインタフェースが存在する場合は、設備規則第９条に関わる数は無視されます。

注10：試験をUL Japan以外が行った場合、記載が必要です。

注11：情報公開延期依頼は、内容によって最終的に総務省の判断により認められない場合があります。

注12：今回取得する認証(認定)番号はあくまで仮認証(認定)番号です。最終的に認証(認定)書が発行された場合に、はじめて当該端末機器の見やすい箇所に総務省令で定める表示（認証(認定)番号を含む）を付することができることについて理解をして頂いたものとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 受理印 |  |

**技術基準適合認定等を受けた端末機器との相違点リスト**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設計変更の　種類 \*注 | 相違内容 | | | | 備考  （変更した年月日） |
| 相違箇所 | 旧  （認定等済端末機器） | 新  （変更申込端末機器） | 電気的特性 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

注；　以下に該当する変更の種類の番号を記載してください。

1. ：端末機器の送受信装置に対する物理的な変更
2. ：端末機器に対する物理的な軽微な変更
3. ：製造場所の変更又はその他確認方法の変更
4. ：型式又は名称、製造者名の変更

|  |
| --- |
| 附属書2 |

**申込書添付書類**

|  |  |
| --- | --- |
| **添付する書類** | **説　　　明** |
| **端末機器概要説明書** | 端末機器の名称、用途、構成、機能及び仕様の概要について説明した資料をいう。 |
| **試験結果報告書等書類**  （＊1） | 端末機器について、技術基準及び技術的条件に適合していることを説明した資料で、次の（１）及び（２）に適合する試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の（１）及び（２）に適合することを示す書類をいう。また、セキュリティ基準にかかわる機器に関しては（３）に適合することを示す書類  （１）電気通信事業法第８７条第１項第２号の較正等を受けた測定機器等を使用して試験を行ったものであること。（＊２）  （２）総務省告示第９９号（平成16年1月26日）で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。（技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当社及び申込機器に係る製造業者等の三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行った試験であること。）  （３）セキュリティ基準に係る試験結果  ①　設定画面の写し（操作マニュアルと重複する場合は省略可能）  ②　設計段階での動作確認結果（実機サンプルを提出する場合は省略可能）  ③　セキュリティ基準に適合するために機能性をどのように実現しているかわかる資料（操作マニュアルと重複する場合は省略可能） |
| **外観図** | 端末機器の外観、構造及び寸法を記載した図面又は写真をいう。 |
| **部品配置図** | 端末機器の部品の配置を記載した図面又は写真をいう。 |
| **接続系統図** | 端末機器及び当該機器と接続される他の機器と電気通信回線設備との方法を記載した図面をいう。 |
| **ブロック図** | 当該機器について、回路の構成を各機能ブロックの接続構成として記載した図面をいう。 |
| **操作マニュアル** | 端末機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料をいう。（取扱説明書等）  セキュリティ基準にかかわる機器に関しては下記の記載があること  ①　端末設備等規則第３４条の１０に示される各機能の説明資料  ②　利用者が行う、アクセス制御機能に係る識別符号（パスワード）を変更する方法  に関する説明資料 |
| **確認方法書**  （＊３） | 端末機器の設計についての認証に係る申込の場合に必要な資料であって、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法に係る事項を記録した資料であって、具体的には端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下、認定等規則という。）別表第３号に定める事項を記載した資料（附属書 16）をいう。 |
| **ラベル図** | ラベル図（技術基準適合マークと設計認証番号または技術基準適合認定番号の記載（番号未定の場合は、XXXXXXX007でも可）と その表示位置を示したもの） |
| **その他** | その他必要とする書類：  例：認定情報（既認定機器・モジュールの申込みの場合）  認定番号、認定書の写し、認定に用いた試験データ等（セキュリティ基準にかかわる機器の場合は、セキュリティに関する認定情報） |

＊1　試験結果報告等書類の提出がない場合は、端末機器の提出が必要です。

＊2　試験の際使用した測定器等ごとに次の事項を記載した資料を提出していただきます。

①名称又は型式、②製造事業者名、③製造番号、④較正等の年月日、⑤較正等を行った者の氏名又は名称

＊3　認定等規則別表第３号に定める資料に替えて端末機器の取扱いに係る工場等の全部が認定等規則別表第３号に掲げる事項のすべてに適合していることを証する次の何れか又はこれに準ずる登録証（写し）を提出することができます。ただし、当該認証規格でカバーされていない事項については代替できません。

①ISO9001:2008、②TL9000等ISO 9001と同等と見做せる場合